

平成 24 年度大磯町教育委員会第 1 回定例会会議録

1. 日 時 平成 24 年 4 月 18 日 (水)
開会時間 午前 9 時 00 分
閉会時間 午前 11 時 00 分
2. 場 所 大磯町役場 4 階第 1 会議室
3. 出席者 竹 内 清 委員長
曾根田 眞 二 委員長職務代理者
青 山 啓 子 委員
大 橋 伸 明 委員
依 田 勝 也 教育長
福 島 伸 芳 理事
大 隅 則 久 子ども育成課長
鈴 木 義 邦 子ども育成課主幹
増 尾 克 治 子ども育成課子育て支援室長
松 本 卓 次 生涯学習課長
山 口 章 子 生涯学習課図書館長
佐 川 和 裕 生涯学習課郷土資料館長
山 口 信 彦 子ども育成課副主幹
4. 傍聴者 3 名
5. 前回会議録等の承認
6. 教育長報告
7. 付議事項
議案第 1 号 大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について
議案第 2 号 大磯町教育委員会公印規程の一部を改正する規程について
議案第 3 号 大磯町立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程について
議案第 4 号 平成 23 年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の追加決定について
8. 報告事項
報告事項第 1 号 教育施設の耐震診断結果に係る経過と今後の対応について
報告事項第 2 号 平成 23 年度大磯町立中学校の生徒進路状況について
報告事項第 3 号 平成 24 年度学級編制及び教職員の配置状況について
報告事項第 4 号 ミニ企画展「なあとこれ? ㊦資料傑作選」の開催について
報告事項第 5 号 春季企画展「春を彩る雛人形展」の実施報告について

9. その他

(開 会)

出席委員が 5 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第 14 条及び第 19 条の規定により傍聴を許可します。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

教育長報告

教育長) 私からは、3 月定例会が開催されました平成 24 年 3 月 23 日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。3 月 25 日、第 55 回大磯西行祭が嶋立庵で開催され、大磯町立の小中学生が俳句の部で 8 名、短歌の部で 5 名入選いたしました。3 月 27 日、湘南地域青少年指導員連絡協議会が開催され、青少年指導員連絡協議会長が出席されました。3 月 30 日、辞令交付式を行い、教職員 13 名、町職員 1 名が退職されました。3 月 31 日、郷土資料館春季企画展「春を彩る雛人形展」を終了しました。36 日間の会期中に 3,786 人の入館者がありました。詳細につきましては、後ほど事務局より報告いたします。4 月 2 日、辞令交付式を行い、新採用教員 5 名を含む 36 名の職員等に辞令を交付いたしました。教育委員の皆様には、ご出席いただきありがとうございました。4 月 4 日、図書館において、新規に図書館ボランティアへ加入される方への説明会を開催し、15 名の参加がありました。4 月 5 日、町立小学校、中学校、分校におきまして入学式が開催され、4 月 7 日には国府保育園、4 月 9 日・10 日には町立幼稚園 3 園の入園式が開催されました。今年度の幼稚園、保育園、小・中学校の入園、入学状況等の詳細につきましては、後ほど事務局よりご報告いたします。4 月 16 日、神奈川県市町村教育委員連合会役員会及び総会が小田原市役所で開催され、委員長に出席をいただきました。諸行事等の報告につきましては、以上でございます。また、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

議案第 1 号 大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子ども育成課長) それでは、「大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、補足説明をさせていただきます。お手

元の議案第1号説明資料をご覧ください。表紙をめくりいただきまして、資料1をお開きください。まず、改正概要ですが、大磯町部等設置条例の制定及び3月定例会で承認いただいた大磯町教育委員会事務局組織規則の改正により、大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正するものです。改正内容としては、教育委員会事務局の部に部長を課に課長、副課長及び係長を設置するものです。理事につきましては、今回の改正により削除されております。施行日は、平成24年5月1日からとなります。資料2をお開きください。条例の新旧対照表となります。右側が現行条例、左側が改正案となります。アンダーラインが改正部分となっております。資料3は、現行の大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則です。資料4をお開きください。新しい機構における職と役割を表にしております。部長が新たに設置され、役割としては上司の命を受け、部の事務を掌握し、所属職員を指揮監督するとなります。課長は今までと同じ役割となっております。担当主幹は新たに設置され、役割としては上司の命を受け、特定の事務を掌握し、所属職員を指揮監督するとなります。副課長も新たに設置されたもので、役割としては課長等を補佐し、課等の事務を掌握し、所属職員を指揮監督し課長等に事故があるときはその職務を代理することになります。副課長は係長と兼務になります。係長も新たに設置されたもので、役割としては上司の命を受け、係の事務を掌握するとなります。

(質疑応答)

曾根田委員) 何点か質問をします。まず、大磯町教育委員会事務局組織については、前回の定例会で審議されているので、問題ないと思いますが、その内容について、今日提案いただいた中に何点かあり、1つは、第4条に担当主幹、それから技幹、副技幹とかを幾つか置いています、担当主幹などを新たに置く理由は何ですか。

子ども育成課長) 今回、この4条の2の部分、担当主幹というのは、今回、新たに設置されたものであります。技幹、副技幹につきましては、今までも職という形でありまして、こちらにつきましては、大磯町職員の職の設置等に関する規則に合わせる形で、技幹、副技幹が係等に配属される場合に、配属できるような形で町の規則の方と合わせたものでございます。

曾根田委員) それはよくわかります。次に、担当主幹の特定の事務というのは、どういうことをやるのですか。

子ども育成課長) こちらにつきましては、担当主幹の役割のところ、上司の命で特定の事務を掌握するというので、特定の業務、これはまだどういう業務というのは分からないのですが、そういう業務に当てはめられた場合に、担当主幹を単独で置いていくというような形で聞いております。

曾根田委員) 特定の事務が決まっていなくて置くということですか。

子ども育成課長) 教育委員会につきましては、特定の事務ということで担当主幹を置くということは聞いていません。ただ、町部局の方でそういう部分がこれから出てくるのではないかと聞いております。

曾根田委員) 趣旨はわかるのです。置かなくてもいいのだから、包括的に入れておかないと必要な場合はできないと思う。では、教育委員会については、担当主幹

は置かない場合もあるということですか。

子ども育成課長) 今回につきましては、この24年度の中では置くというような話は聞いておりません。

曾根田委員) 仮に置くとしたら、この担当主幹というのは、スタッフの意味、あるいはラインの意味ですか。

理事) 担当主幹というのは特定の事務ですので、課長の下になります。課長の命を受けて特定の事務を行うという形になります。組織体系は、スタッフということで、特定の事務を行うことになり、上司は課長で、その命に従って行うという組織体系になると思います。

曾根田委員) 通常、中央省庁では主幹というのは、課長の下管理職として置かれて、準課長級です。自治体では、課長補佐級あるいは係長のスタッフ職の職員として広く用いられていますが、これは各自治体の判断に任せられるので別に構わないのですが、もしこれがスタッフとするのであれば、何回も言っていますけれども、職務権限はないわけで、この3項の「担当主幹は、上司の命を受け、特定の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する」というのは、妥当ではないと思います。というのは、右の現行の理事は、現在はスタッフで職務権限がないですから、ここに「上司の命を受け、事務局の事務を処理する」となっていますけれども、この指揮監督するというのは職務権限があるわけですから、これは違うのではないかと思いますけど、いかがですか。

理事) 担当主幹は、課長級になりますが、権限の違いで課長の下になります。課長が特定の事務を与えるということですので、権限を委譲する可能性もあります。担当主幹の決裁権で行う業務もあるかと思えます。それは課長と内部の話し合いの中で、この業務については担当主幹の職務権限を権限委譲するというところで、文書化して決められることになるかと思えます。

曾根田委員) 理事でいうと、理事はラインじゃないですよ。職務権限はないわけですよ。それについて前回も議論したのだけど、一部、仮に事務を委任したとしても、職務権限そのものは機構改革の中で位置づけられていないのであれば、それはできないのではないですか。

もう1点、第5項、「副課長は、上司の命を受け、課長を補佐し」とあって、「課長に事故があるときは、その職務を代理する」。副課長は当然、管理者ではないのですが、ラインに乗っかっている。もし今の発言で職務権限みたいに落とすのだったら、当然、担当主幹というのは副課長の上だよ。ということであれば、順序からいって、課長の事故のときに代理をするのは担当主幹ではないですか。

理事) 先ほどお話したように、担当主幹については、一つの業務を与え、権限を持って行うということですので、実際は課を掌握する課長の補佐をするような立場ではございません。副課長が課長の補佐をするという形をとります。課長と副課長については、ラインですが、担当主幹は、スタッフですから、特定の業務を行うということで、そのラインとはちょっと違いますので、実際は副課長が課長の補佐を主に代理する、あるいは補佐をするという形をとります。

曾根田委員) それはわかります。だったら逆にもう一回手前に戻って、スタッフということであれば、当然、「ライン」ではない。「ライン」というのは機構改革の中で明確にできるライン、それは職務権限があるわけだけど、今言ったスタッ

フの位置づけであれば職務権限はないのだから、掌握・監督するといったことはできないのではないかと思います。

理事) 担当主幹は、職務権限がないというわけでもありませんが、先ほど言ったとおり、一つの業務の権限を与えるということです。そのラインについては権限があると思うのです。例えば人事などの関係については、課長が権限を握り、担当主幹では権限はありません。それ以外の業務について、職務権限を与えるということです。担当主幹で決められるラインということはあると思います。すべて職務権限がないというわけではありません。一つの特定の事務を行う、その事務については、職務権限を課長が与えるということです。

曾根田委員) それはわかります。特定の事務について、それは先行してやるわけだから、当然、責任は持ってもらえるのだけれども、所属職員というのは該当しないでしょう。スタッフであれば所属職員ではないでしょう。

理事) この所属職員というのは、担当主幹、確かに一つの業務を行うのですけれども、もう一つ、課長の権限で、担当主幹だけではできない部分もありますので、それは係の職員が一緒になって仕事をするということで、その職員に対しての指揮監督をするということです。

曾根田委員) いや、この意味は違うと思います。規則で謳うその部分は、機構改革で示された、例えば、学校教育課の所属職員ということであって、この担当主幹は、スタッフであれば基本的に部下を持たないわけだから、限定して言うのであれば、特定の事務を掌握するのはいいとしても、それを課長の命でその時だけの仕事で、人を借りると言ったら変ですけども、これをやりなさいと言うことで当然これは配下の職員であって、この言葉に出て来ること自体は、課の職員という統一になると思います。狭義の意味からいうと、今の発言は違うと思います。

理事) 例えば、一つの事業として、中学校給食について研究し、実施するということが一つあったとします。それをある担当主幹にお任せしますということで、その中学校給食については、担当主幹の権限である程度計画とか実施の方向性を出すということは、権限を持たせることで、それは一ついいと思うのです。ただ、担当主幹といっても、例えば、今の給食の関係だったら子ども育成課ですから、子ども育成課の職員でありながら、学校給食の担当主幹ということで、課長がその子ども育成課に職員がいますから、例えば主任とか主事とか、その人にも事務分掌がありますので、例えば学校給食についてということだったら、当然、課長や主幹の指示に従ってやらなければいけないですから、そういった形で、一人ではなく、主幹の仕事を補佐しながら、子ども育成課の職員として課長の命を受けて一緒になってやるという、そういう意味の所属職員の指揮監督ということです。

曾根田委員) そういう意味合いはわかるのだけど、右の方の理事は、職務権限がないということが位置づけられているのだけれども、では何故その表記が「事務局の事務を処理する」ということになっているのですか。今、言っている意味合いはわかるのですが、ここの分課分掌、ある意味では法律みたいになる。そういう意味で、理事はなぜ指揮監督するといわなかったのですか。特定の任務を与えられて、それに対して課長が指示した職員を使って、それをきちんと管理監督して事務を進めますということになります。ここに書かれた規則の中

でいうと、職員を指揮監督するという言葉と、事務を処理するということは明確に意味が違うのだけれども、なぜ理事はそうしなかったのですか。

理事) 経緯はいろいろあると思いますが、自治体というのは、「理事」という職が置けないというか、単独では無理、職務権限は自治体では置けないということではないかと思います。その辺の法の解釈が、去年、当時、私は把握していませんので、うまく答弁できませんが、例えば、前回の定例会でもお話ししましたが、「理事」という職がついても、課長とかが兼務していれば職務権限はOKだったのですが、単独の「理事」というのが、自治体には、職名上、認められないというか、そういう職名はないのですので、だから認めないというわけではありませんが、法的な職務権限というのはないということがありますので、そういった形で理事の職務にはなかったと思うのですが、その辺の経緯は、わかりません。

曾根田委員) 地方自治法では「理事」を置けるんですよ。理事単独のスタッフの場合と、理事兼何とか部長というのがあるのですが、地方自治法では置けなくはないです。出てきた案が、これは町側から出てきたと思ったのですが、事務を処理するという形で落としている訳ですけど、だから、ここは理事クラスのスタッフということなので、こういうふうにしたのだなと理解はしたのだけど、ここで言う言葉を捉えると、実際には確かに指揮監督はするけれども、こういった一つの条例なり規則なりに謳ったときに、「指揮監督する」という言葉、これは例えば課長も当然、「指揮監督する」とかになっているわけです。これは当然ラインで職務権限があって、何かのときに対応するということになっているのですが、今、言った担当主幹というのは、組織上位置づけられていないのであれば、こういった表現は妥当ではないのではないかと思います。基本的に素直に考えて、こういうことが妥当ではないのではないかなと思ったのです。事実上、中身についてはよく理解しているつもりです。

理事) 確かにいろいろ取り方とかご意見はありますが、これも教育委員会の職の設置に関する規則ですが、教育委員会独自で作った訳ではございませんので、町部局の法制の方と調整しながら行っていることをございます。当然、町部局の方も、同じような統一を図った中の今回の改正をしておりますので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

曾根田委員) いろいろ言ったけど、まあ、いいです。

委員長) 曾根田委員のご意見、資料2の第4条の3項、理事と担当主幹を比較すると、確かにそういう風な疑問は出てこない訳ではないと思います。そこら辺を変えるのであれば、もう少し誰でもわかるように、明快に答弁できるような形で事前に協議しておいてもらった方が良かったかなと思います。他にはいかがでしょうか。

曾根田委員) もう一点、今回、機構改革で副課長を置くのですが、基本的には副課長兼係長というような位置づけになって、そうではない係長だけというのもあります。必ず副課長を置くということですかね。

子ども育成課長) 生涯学習課が一課一係という形になっておりますが、他のところは、今回の機構改革によると、一課二係以上にはなっているという中で、副課長を、そのうちの一ポストについては、副課長兼係長という形で置いていくというように聞いております。

委員長) 今の話は、すべての部分にわたって置くということではなくて、ということですか。

子ども育成課長) すべての課において副課長を置くという形です。

委員長) 副課長は係長を兼ねる。

子ども育成課長) 副課長を兼務する、兼ねるということです。

委員長) それもすべての課についてということですか。

子ども育成課長) そうです。副課長兼係長。生涯学習課の場合は副課長兼係長だけで、係長はいないという形になっています。

曾根田委員) これによって職員はプラスになることはないですよ。

委員長) プラスになるということはないんですか？

曾根田委員) 24年度予算で人件費を何がしか上げているのだけれども、その時に想定した人数よりも増える可能性があるのかどうか。

子ども育成課長) 24年度予算につきましては、予算の提出時の人数でやっているような形で予算見積もりをしていますので、当然、異動等によって、教育委員会が増減するかどうかというのはわからないのですが、今年の12月補正で増減があった場合には、調整して人件費を直していくという形になるかと思えます。

曾根田委員) 機構改革が5月にある、予算は1月に配ったのですけれども、こういう機構改革を置くというのは、多分、予算が決まる前から進んで検討されているとは思いますが、それはどうなんですか。

理事) 機構改革の検討は1年ぐらいかけてやっていますが、当然、これには人事も絡み、昇格も絡んでいきますので、直前でないとわからない部分がございます。ただ、予算は、先ほど課長から言ったとおり、11月ぐらいいに出さなければまずいので、現体制の人数で予算を上げるということです。最終的には、毎年12月補正で、それで人件費の現状の人数と、給料とか手当、その辺を調整しながら、12月議会で合わせるという形をとってございます。

曾根田委員) それはわかりました。自治体の予算は包括予算主義をとっているから、例えば、今回の場合は多分わかっていないので、全然問題ないのだけど、例えば直近の1～2カ月で、前からわかっているものについて上げないで、ここで5月でプラス何人か人をポンと持ってくることは、それはないよねと言っているわけです。意味わかりますか。

理事) 確かにそうです。教育委員会の中の定数というのがございますので、増やす場合については、理事の人件費は、予算のない中で増になっています。今回については、定数枠は変わりませんので、その分についての増とかは、大きく変わることはないと思います。

委員長) 機構改革があって、職名が変わったりしても、そのベースとなる予算そのものは変更はないということですか。

理事) 大きく変更はないと思います。

委員長) その職の名前が変わったことによって、あるいは人が若干違うところに移って、新しい職名になったとしても、トータルとして見ると予算の中で納まる。

理事) 多少は前後があります。昇格とかいろいろありますので。

委員長) まあ、昇格は当然そうです。他にはいかがですか。

曾根田委員) 今言ったのは、全体の部分はいいです。これでいきたければこれでやっていただいて大丈夫ですから。

理事) 業務は違いますが、あくまでも大磯町職員として業務を行っていますので、町のほうの規則と合わせなければまずいところがございます。その辺はご理解願います。

委員長) 去年も理事が入ってきたということで、機構そのものの体制が若干変わったりもして、また今度5月に来て大きく変わるということで、何か物事が変化するということは、プラスの方向に動かしたいがために変化させるのであって、こういう形で資料4にあるような機構をやっていくのであれば、ぜひ教育委員会内部の仕事そのものも、今まで以上に機構改革をするメリットが生じるような形で対応してほしいと思います。特に上の方に立つ人は、せっかく機構改革をするのであれば、部下をきちっと掌握をして、風通しのよい職場にしてほしいと思います。それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し採決に入ります。議案第1号について、原案のとおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第1号 大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則については原案どおり承認いたします。

議案第2号 大磯町教育委員会公印規程の一部を改正する規程について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子ども育成課長) それでは、「大磯町教育委員会公印規程の一部を改正する規程」につきまして、補足説明をさせていただきます。お手元の議案第2号説明資料をご覧ください。表紙をめくりいただきまして、資料1をお開きください。まず、改正概要ですが、大磯町部等設置条例の制定及び3月定例会で承認いただいた大磯町教育委員会事務局組織規則の改正により、大磯町教育委員会公印規程の一部を改正するものです。改正内容としては、「子ども育成課長」を「教育部学校教育課長」へ語句を変更するものです。施行日は、平成24年5月1日からとなります。資料2をお開きください。条例の新旧対照表となります。右側が現行条例、左側が改正案となります。アンダーラインが改正部分となっております。資料3は、現行の大磯町教育委員会公印規程です。

(質疑応答)

委員長) 部、課の変更があったのでそれに伴って変わるということですかね。特になければ、質疑を打ち切り、討論を省略し採決に入ります。議案第2号については、原案のとおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第2号 大磯町教育委員会公印規程の一部を改正する規程については原案どおり承認いたします。

議案第3号 大磯町立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子ども育成課長) それでは、「大磯町立学校教職員安全管理規程の一部を改正する規程」につきまして、補足説明をさせていただきます。お手元の議案第3号説明資料をご覧ください。表紙をめくりいただきまして、資料1をお開きください。まず、改正概要ですが、大磯町部等設置条例の制定及び3月定例会で承認いただいた大磯町教育委員会事務局組織規則の改正により、大磯町立学校教職員安全管理規程の一部を改正するものです。改正内容としては、「子ども育成課長」を「教育部学校教育課長」、「子ども育成課」を「教育部学校教育課」、「子ども育成課主幹」を「教育部学校教育課職員」への語句の変更及び大磯町立学校教職員安全衛生委員会委員における教育部学校教育課職員の人数を規定するものです。施行日は、平成24年5月1日からとなります。資料2をお開きください。条例の新旧対照表となります。右側が現行条例、左側が改正案となります。アンダーラインが改正部分となっております。資料3は、現行の大磯町立学校教職員安全管理規程です。

(質疑応答)

曾根田委員) 第9条第3項で「あらかじめ指定した委員」というのは誰が指名されているのですか。

子ども育成課主幹) まだ、事故がありませんので指名はしていません。

委員長) その都度考えるということで、職務代理がいるということではないということですね。

子ども育成課主幹) そうです。

委員長) 質疑を打ち切り、討論を省略し採決に入ります。議案第3号については、原案のとおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第3号 大磯町立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程については原案どおり承認いたします。

議案第4号 平成23年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の追加決定について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子ども育成課主幹) 文化・スポーツ表彰について補足説明いたします。各学校において表彰式が終了した後、学校から内申があがってきたものでございます。表彰を受けた子と同じチームであったので、表彰してほしい旨、申請がありました。これまでは、次年度に表彰ということにしておりましたが、教育的配慮ということから、また、今年度、文化・スポーツ表彰についての見直しを行う予定もあり、ここでの議案とさせていただきました。スポーツの部で計4名でございます。

(質疑応答)

青山委員) この表彰につきましては、私も2校参加させていただきました。やはり、友だちが目の前でもらっている中、もらっていないということは、その子自身にとって、ずっと続くことにもなりますので、漏れがないように気を付けていただきたいと思います。

委員長) 私も一緒の意見です。これは23年度の6年生ということで、中学校に通っているのですよね。具体的に表彰は終わったのですか。

子ども育成課主幹) ここで決定させていただいてから表彰させていただきます。

委員長) 質疑を打ち切り、討論を省略し採決に入ります。議案第4号については、原案のとおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第4号 平成23年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の追加決定については原案どおり承認いたします。

報告事項第1号 教育施設の耐震診断結果に係る経過と今後の対応について

子ども育成課長) 報告事項第1号、教育施設の診断結果に係る経過と今後の対応についてご報告いたします。大磯小学校の耐震診断結果については、先日教育委員の皆様には報告し承認を得ておりますが、改修工事の図面等ができましたので改めて報告させていただきます。今回の耐震診断については、平成23年9月補正において予算化したもので、教育施設については、大磯小学校体育館、生涯学習館の診断を行ったものです。それでは表紙の裏側、「平成23年度実施の教育施設耐震診断結果について」をご覧ください。大磯小学校体育館につきましては、目標値0.75、これは、通常の建物については、目標値は0.6になりますが、多数の者が利用する学校施設及び社会教育施設等については、重要度係数により1.25倍することで算出された数値です。この目標値と比べ、地震の震度6～7に対する耐震性を表すIs値が0.5となっており、地震の振動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性があるということで、耐震補強が必要ということになっております。受託設計事務所は岸設計、岸設計の診断を基に、診断結果の内容を検証する第三者判定機関はミーズ設計連合が行っております。耐震補強などの概要につきましては、後ほど別の資料で説明させていただきます。次に生涯学習館につきましては、目標値0.75に対し、Is値0.73となっており、耐震補強が必要ということになっております。受託設計事務所は清田育男設計工房、第三者判定機関は日本ERIが行っております。耐震補強などの概要(案)につきましては、耐震スリット1箇所、コンクリートブロック壁改修、外壁改修という内容となっております。耐震改修の必要な施設の措置状況及び今後の対応ですが、大磯小学校体育館につきましては、後ほど別の資料で説明させていただきます。生涯学習館につきましては、多数の者が利用する教育施設として、0.75の目標値に対してわずかに下回っておりますが、Is値からは、地震の振動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が低いとなっておりますので、今後の対応といたしましては、会議室等は現行どおり継続して使用してまいります。なお、使用団体等に対しましては、診断結果を含め状況報告を行ってまいります。また、目標値をわずかに下回っ

ておりますが、耐震性はほぼ確保されておりますので、今後、状況を見て耐震改修工事について検討してまいります。続きまして大磯小学校の措置状況及び今後の対応について、1ページ目の「大磯小学校体育館耐震診断結果に係る経過について」により説明いたします。11月1日に岸設計に耐震診断調査を委託し、第三者判定を経た中で3月27日に耐震判定 I_s 値の最終確定が3階の屋根部分で I_s 値0.5という診断が出されました。3月30日に教育委員の皆様、この時は4名の委員と協議した結果、児童の安全を優先し、同日の30日より体育館の使用を停止することといたしました。使用停止の決定後、大磯小学校長と、直近に迫っていた入学式の会場変更について協議し、家庭科室に変更するとともに、調整のため体育館を利用している関係機関・団体へ連絡いたしました。なお、学童保育については1階保育室が安全と確認できたため、しばらく使用するというにいたしました。後日落下物等の安全性について指摘があったため、現在改修工事が終わるまでの移転場所について検討しております。4月5日に家庭科室で入学式を行うとともに、全児童の保護者へ体育館使用を中止する旨通知しました。4月11日に教育委員、4月13日・16日に議会議員に今後の対応について報告しました。また4月20日には保護者への説明会を予定しております。改修に向けた対応としては、設計及び第三者判定の予算措置を早急に行ってまいります。13日の福祉文教常任委員会協議会において、臨時議会を開催し補正予算の議決を得た中で進めることになりましたので現在事務を進めているところです。続きまして2ページをご覧ください。大磯小学校体育館耐震診断結果の概要について説明いたします。まず建物概要をご覧ください。構造・規模につきましては、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上3階建てとなっております。3ページ右下の断面図をご覧ください。1階部分は駐車スペース、学童保育所、2階部分は体育室のアリーナの床部分、3階部分は体育室の床と天井の間あたりにあるデッキ部分という区分けとなっております。1・2階が鉄筋コンクリート造、3階が鉄骨造となっております。2ページにお戻りください。建築年月日は昭和50年3月で旧耐震基準による建物となっております。次に診断結果ですが、 I_s 値が3階部分のX方向で0.5、Y方向で0.61という結果となっております。X方向、Y方向というのは、再度3ページの左下の平面図をご覧ください。概ね東西方向がX方向、南北方向がY方向になります。 I_s 値については、2ページの2つ目の表のとおり、概ね震度6～7程度の地震に対して、0.3未満で地震時に倒壊又は崩壊する危険性が高い。0.3以上0.6未満で倒壊又は崩壊する危険性がある。0.6以上で倒壊又は崩壊する危険性が少ないとされております。大磯小学校につきましては、先ほども説明しましたが、目標値は0.75となっております。この結果1・2階部分については、0.75を上回っており、安全と言えますが、3階部分については、耐震補強の必要性が認められました。状況としては、鉄骨の接合部の溶接に問題があり、天井部が落ちる危険性があるとのことでした。また3階部分の外壁に使用されているALCパネルが、大地震時の建物の変形に追従できない構造となっており、落下する危険性があるとのことでした。次に補強（案）といたしましては、3ページの3階平面図と写真をご覧ください。水平ブレースを8箇所設置します。天井部分に赤い×印が8箇所示しております。屋根の変形を抑える目的で設置するものです。3ペー

ジの断面図と写真をご覧ください。方杖を2箇所設置します。柱と梁の接合部付近に、赤い線でつかえ棒のような形で示しております。Y方向の地震力に対して抵抗するものです。次に4ページの立面図と写真をご覧ください。垂直ブレースを4箇所設置します。北側と南側の壁面に2箇所ずつ、計4箇所の赤い×印で示しております。X方向の地震力に対して抵抗するものです。4ページの立面図をご覧ください。ピンク色で塗ってある部分がALCパネルであり、外壁改修を行います。これは落下防止のためのものです。なお説明した補強（案）は、今後進める中で、耐震補強設計及び第三者判定の結果により変更になる場合があります。あくまでも現時点での補強（案）ということでご理解ください。またその他の工事として、耐震補強工事により3階部分まで足場を設置することになりますので、今後の体育館改修計画を考慮して、屋根、サッシからの雨漏改修や照明等の改修を併せて行いたいと考えております。最後に改修工事の期間ですが、耐震補強設計業務及び第三者判定に約6ヶ月、耐震補強等工事に約9ヶ月を要すると見込んでおり、完成は平成25年度の前期を予定しております。

（質疑応答）

曾根田委員） 先日、説明された福祉文教常任委員会とか議員全員協議会の意見はどんな感じでしたか。

子ども育成課長） 全体の進めるということに関しては、早急に進めていってほしいというようなご意見。ただ、当初、教育委員会としては早急にという中で予備費というような話もさせていただいたのですが、臨時議会を開いた中でということで、今、日程のほうを調整しているといったところで、工事については、安全性ということの中で早急に進めていくという認識です。それと、学童につきまして、教育委員さんと協議したとき、教育委員さんからも学童の安全性を指摘されましたけれども、議会の議員さんのほうからも、やはり学童について、安全性ということで、工事中の、使用停止になっていますので、移転したほうがいいのではないかとといったようなお話を受けました。

曾根田委員） では、予備費ではなくて、臨時議会を開いて措置をしていくということですか。お叱りか何かはなかったですか。特になかったですか。

子ども育成課長） 教育委員さんに報告した時も、最初に0.7以上出ていたといったところのお話、それで、第三者判定のそこら辺で、最初の設計の部分の診断がどうだったんだというようなお話を受けて、内容的には教育委員さんに報告したように、最初に設計業者が耐震を受けたものを、第三者機関がその資料をもとに判定した中で、最終的には設計のほうから0.5ということで出てきたということで説明をさせていただきましたが、そこら辺についてはご指摘がありました。

曾根田委員） 費用は7,000万円ぐらいと聞いたのですが、それは説明されたのですか。

子ども育成課長） その他工事ということで、今回、3階の部分の照明や雨漏りの話をさせていただきました。その中で大体総額7,000万円程度でご説明させていただく中で、純然たる耐震の部分とその他の部分で、割合というか、どういう金額なのかというようなご質問がありまして、そのときに、垂直ブレース、水平ブレースとALC板の改修で3,800万円ということで、そちらをご説明させて

いただいて、それ以外の照明と屋根の改修とサッシの改修が残りの3,500万円ということで説明させていただきました。

曾根田委員) 1年以上使えないので、児童生徒の体力強化が体育の授業で影響が出るので、安全第一なのだけど、進捗を管理しながら、きちっとやってほしいなと思います。

子ども育成課長) 体育につきまして、体育館が使えなくなるので、マット運動であったり、跳び箱であったりというようなものを、今、家庭科室の部分でマットなり跳び箱なりをやっていこうと、学校長と相談というか、学校長のほうではそういうふうを考えていて、あとはステパノの体育館を借りるとか、近いところで借りていこうかというような話をしています。

それと、先日、学校長とPTAの役員さんとお話をする機会があったのですが、卒業式がやはり一番気になるということを言われていましたので、まだ設計がこれからになりますので、中は垂直ブレースをかけるだけなので、そこら辺だけ早くなれば、中だけ使えないのかとか、設計とそこら辺の話をして、考慮した中で進めていきたいなというところは今考えているところでございます。

大橋委員) 耐震の設計図の案と書いてありますけれども、これはどなたが作られたのですか。

子ども育成課長) この案につきましては、先ほども言いましたように、今回、岸設計に委託した中で、当然、最初に耐震診断を行う。それに基づいて、もし結果が出たら、それに対する補強案というのでも委託契約の中に入っていますので、そういう中で垂直ブレースが8カ所とか、設計のほうから出てきたものです。この図面自体は町の都市計画課の職員がそれに基づいて資料は作っておりますが、計画案というのは設計事務所の方から出てきております。

大橋委員) これは第三者判定の方が、それはチェックしていないですね。

子ども育成課長) こちらはまだ受けていません。従いまして、これから実施設計委託をして、またこれを第三者判定で受けて、そうすると、これではまだ強度が足りないという、例えばブレースの数がふえるとか、方杖を増やすとかということが出てくるかと思しますので、それはもう一度出します。したがって、第三者判定の設計の期間が約6カ月と、ちょっと長くなってしまっているというのが実情でございます。

大橋委員) 工期と設計の日程を、早めることはできないですか。

子ども育成課長) 設計につきましては、先ほど説明したように、第三者判定を受けるということがあるので、やりとりをしながら2カ月受けて、それに基づいて最終設計を出すというような形で、どうしても5~6カ月ぐらいかかってしまうということです。工事につきまして、議会のほうでもご審議いただくのですが、そのときも、その他工事をやらなかったらどのくらい短くなるのかとか、例えば中のブレースだけでしたらそんなに、ただ、やはり外壁の部分が、ALC板が落ちる可能性があるというのはやはり危険ですので、その部分は直さなければいけないとなると、やはり時間はそれなりにかかってしまうのかなと思います。その他工事の、例えば照明とかサッシ周りをやめたとしても、まだきちんとした設計の工程が出ていませんからわからないですけど、都市計画課の技術の者に聞きますと、その部分だけでも、多分、短くできても1カ月から2カ

月ぐらいではないかということを知っています。外壁をやると、足場を組みますから、ちょっと時間がかかってしまうのかなと考えております。

大橋委員) その他工事まで行くというお話がありましたけど、それはぜひ抜かないで、しっかりとした工事をお願いします。なるべくなら1回で済ませるような感じでやってほしいと思います。

子ども育成課長) 教育委員会としては当然、以前から課題になっている部分ですから、もう一回改めて年度が変わって、工事をまた一からやると、また3階に足場を組むような形になりますので、二重投資にもなるということを考えてみると、教育委員会としては一緒にやらせていただきたいと考えております。

大橋委員) 今後は、国府中学校なんかの古い体育館の耐震はどうされていくお考えですか。

子ども育成課長) 国府中学校については、昭和57年2月建築ということで、昭和56年に耐震基準ができて、それ以降につくられた建物ですので、今のところ、耐震については新耐震後ということで、問題はないと考えております。ただ、建物も老朽化してきているところが見えていますので、国府中学校の体育館につきましても、当然、改修計画という形で、総合計画とかも含めて考えておりますので、当然そういう中では、また耐震についてもそのときやっていくような形になるかと思っております。ただ、今時点では、一応、新耐震後ということもあり、大磯小学校の体育館は昭和50年ということで、40年から50年ぐらいで、当然、溶接が劣化しているというところもあるのでしょうか、もとの溶接の技術というものも、今から比べるとやはり悪いというような話もされていまして、これが昭和57年ですから、時期が7~8年変わってきていますから、そういうところで、新耐震基準ということで、それだけ厳しくはなってきていると思っておりますので、そういう面では、今のところは安全を確保されているというような理解をしております。

理事) 当時は、第三者判定というのではなく、大磯小も0.73でしたか、それでOKということですとずっと来ていました。今回のように、第三者判定で見てくればよかったのですが、当時そういう制度がなかったもので、10年ぐらい前ですが、第三者からの目でちゃんと見なさいよという、設計会社だけで決めなくて、別の目で見なさいよということになりましたので、よりその辺は明確になったということです。今回、大磯小は、去年の地震がありましたので、補正で去年上げましたが、それはいい判断だったと思います。こういうような結果が出ましたので。国中も、先ほど課長が言われました新耐震後で、地震に耐えられるということで建物ができているのですが年数もたっていますので、それは大規模改修の中で耐震診断も当然やるべきかなと、もう一度そこで見るということが必要かと思っております。

大橋委員) 子どもたちが使うのはもちろんのこと、何かあったときに避難所になったりするわけで、学校施設はきちっとしたものにしてほしいと思います。

理事) 大磯小も今回、確かに今、不便を強いられていますので、教育活動にいろいろ影響があって、早く再開したいという思いがあった中で、補強だけという考え方もありますが、先ほどの足場の二重投資もありますし、今現在、不都合がありますので、雨漏りとか、あるいは照明も暗いですから、大橋委員が言うとおりに、この中で一緒にやっていきたいという考えでございますので、金

額は確かに、補強だけだったら3,800万円で済みますが、不都合がある部分をそのままにしておけません。工事については、まだ検討する時間がありますので、不都合がある部分と補強だけは先にやりたいという考えでおります。最後に、完成も、来年の前期ということで、夏休みぐらいになりますので、2学期ぐらいから入れるかなということで考えてございます。先ほど言いました一部大規模改修もありますが、補強だけでも夏前ぐらいまでかかってしまいます。雨漏りの補修とか照明をやっても、夏休みが2カ月ありますから、その辺、子どもはまだ使いません。2学期から入ることが、工程を考えてございますので、ぜひこの形でやりたいという考えでございます。

曾根田委員) 私も先日申し上げたのだけど、耐震診断の設計会社と第三者機関がこれだけ差があると、本当にどっちが正しいのかわからないところもある。基本的には安全サイドに立つので、第三者機関の数値を意識してこういう対応をしてもらうのですけれども、今後、体育館とか、もちろん所有者というのは、行政側、即ち町長の配下になるのですけど、今後、今、大橋委員が言われたような国府中学校もあるし、ほかの町の施設もそうなのだけでも、第三者機関と設計会社との関係も含めて、これだけ差が出るということは、町全体として本当に一つの課題になってくるのかなと僕は思います。この結果を踏まえてみると、やはり万人が知恵を出し合って、耐震診断の関係について、一つの課題として捉えてもいいのかなと僕は思います。

子ども育成課長) 第三者判定をここ10年来やっているということですが、今まではそれほど、私の感覚からいうと、少しのずれはあるけれども、ここまでずれたのはなかったのではないかと思います。そういうところで、最初の、あくまでも第三者判定に出す前の資料として、速報値という形で岸設計、それを第三者判定にそのまま出しますので、そのときの数値が0.7以上あったというような話の中で、そんなにはずれないだろうと安心してしまっていたところも逆に言うところがあった訳です。そこの部分で、その後設計の方とも、どうしてこれだけ違ったのかと、聞いた中では、溶接の見方が違ったというような話で、そこら辺も話としてはいろいろさせていただいたのですが、この結果については重く受け止めた中で、これからのことは考えていきたいと考えております。

委員長) 今話題になったように、学校を含めて公共施設がもう大分老朽化してきているので、今後、相次いでそういった耐震の工事をせざるを得ない状況が出てくると思うのですけれども、相当金のかかることなので、かなり先を見通した計画を立てておく必要があるのかなと思います。また耐震の方も、マスコミの報道だと、次々に大規模の地震なり津波なりが予想をされているということで、近くの断層が動くだとかというようなことも言われていますし、耐震の診断をしても、だんだん診断結果が厳しくなっていくのではないかなと予想されますので、ぜひ長期的な見通しの中で考えていくような方法で対応してもらいたいなと思います。さっき、経費が大磯小の場合7,000万円程度というような話があった訳ですが、これはあくまでも目安ですので、大分前後するということはあり得ますよね。

子ども育成課長) あくまでも概算、まだこれから設計に入っていきますから、増えたり減ったりする可能性はあると思います。

委員長) それと、卒業式をやりたいみたいな話が先ほど出ましたけれども、確かに卒

業式は、学校の子どもたちにとってみれば、1年間で一番大きな行事と言っても過言ではないのではないかと思います。今の話だと、夏ごろまでかかるということで、それがなかなか厳しいかなという話がありますけれども、そこら辺も学校の意向等をよく調整してもらおう中で、よりよい卒業式に向けて、また知恵を出していただければと思います。それでは、大磯小の耐震の問題については、今後続きますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。子どもたちの教育活動にできるだけ支障がないような策を講じていただければと思います。

報告事項第2号 平成23年度大磯町立中学校の生徒進路状況について

子ども育成課主幹) 平成23年度大磯町立中学校の生徒進路状況について御報告いたします。資料をご覧ください、1進路先の状況でございます。現在、県内、県立高校の学区については全県一区となっております。大磯中学校、生沢分校を含む国府中学校、昨年度の中学3年生、合計276名中、268名が進学しており、約97%で、昨年同様、高い進学率でございます。進学の内訳を見ますと、全日制は合計247名、92.2%。定時制・通信制は合計17名、6.3%でございます。また、表中、「未定」となっておりましたところは、現在、1名は進学が決定し、1名は就職先を探している状況です。次に、中段の2進学における公立高校と私立高校の割合でございますが、公立高校が65.6%、私立高校が34.4%で昨年度より若干、私立高校への進学率が増加しております。昨年は公立71.8%、私立28.2%。次に、下段の3進学における入試選抜別合格者状況でございますが、公立高校では、「前期選抜」と「後期選抜」がございます。これで最後になります。昨年度と同様、前期より後期の方が人数が少し上回っております。最後に、一番下、4旧平塚学区とそれ以外での進学状況では、昨年度、学区内54.1%、学区外45.9%に比べると、旧平塚学区外が増えております。この旧学区外への傾向は全県一区になってから、年々増えております。

(質疑応答)

委員長) 就職、家事手伝い、未定の8名の内訳を説明いただきましたが、学校の方は卒業した後も継続した形で係わっていらっているという理解でよろしいでしょうか。

子ども育成課主幹) 先ほどの未定の分ですが、分校の方で就職先を見つけるように支援している状況です。

委員長) 来年度は選抜方法が変わりますので、それなりの準備をしていかないと対応が難しいと思います。保護者、子どもたちにもきちんと説明していかねばならないと思います。進路に係わる皆さんは大変だと思いますが引き続きよろしくお願ひします。

報告事項第3号 平成24年度学級編制及び教職員の配置状況について

子ども育成課主幹) 平成24年度の学級編成及び教職員の配置状況について、ご説明いたします。まず、小・中学校ということで、「平成24年4月5日現在児童、生徒数・普通学級数の前年度比較」の表をご覧ください。はじめに、小学校でございすが、大磯小学校では、児童数は昨年度より2名の減でございす。小学校1年生については昨年度から法改正によりまして、35人以下学級編制になっております。今年度2年生については、法改正はなされなかったものの、少人数学級の研究によって、昨年度に引き続き、35人以下学級が実現しております。学級数では、1年生と6年生でそれぞれ1学級ずつの増、5年生では1学級の減で、合計1学級の増となっております。次に国府小学校では、児童数は昨年度より15名の増でございす。学級数では、4年生と6年生でそれぞれ1学級の増、5年生で1学級の減となっております。合計では1学級数の増でございす。昨年度の2年生が5人増になったので3年生でも4クラスが維持できました。国府小学校分校では、6年生が2名で合計も2名、学級数は1で、昨年度からの増減はございせん。続いて中学校に移りまして、大磯中学校では、生徒数は4名の減でございすが、学級数は1増でございす。これは、昨年度の1年生が2名増えたので1学級増えたということです。国府中学校につきましては、生徒数は昨年度より18名の減ですが、学級数は変わっておりせん。これは、昨年度の1・2年生からスライドして、今年度2年生と3年生で少人数学級の研究を行っているためでございす。また、国府中学校分校では、生徒数は合計で12名の減でございす。学級数は1、2年生で複式学級を編成しております。学級数合計では昨年度からの増減はありせん。次に特別支援学級の児童生徒数でございすが、小・中学校合計で42名、学級数は10となっております。つづいて、3枚目の資料をご覧ください。教職員の配置につきましては、児童・生徒数に応じて学級数が決まり、その学級数に応じて規定の教職員が配置されます。また、規定外としてそれぞれの学校に数名の教職員が配置され、表のような教職員数となっております。たとえば、少人数学級の研究で多く教員が配置されたり、特別支援学級の場合、児童生徒の人数によって担当教員が多く配置されたり、養護教諭は、児童数が多い学校に多く配置されたり、ということがあります。表のように、教職員数は、小学校では合計89名、中学校では67名でございす。

子育て支援室長) 引き続き平成24年度町立幼稚園・保育園園児数及び職員数の状況につきまして報告させていただきます。まず幼稚園ですが、大磯幼稚園園児数は、平成23年度が162名、平成24年度が148名ということで14名の減となっております。クラス数は年少・年中・年長が各2クラスの合計6クラスとなっております。職員数は園長1名、教頭1名、一般教諭6名で内2名が臨任教諭となっており、園務整備員1名、教育支援員4名でございす。次に、国府幼稚園園児数は、平成23年度が76名、平成24年度が81名ということで5名の増となっております。クラス数は年少のクラスが2クラス、年中・年長が各1クラスの合計4クラスとなっております。職員数は園長が大磯幼稚園と兼務で、教頭1名、一般教諭が4名で内2名が臨任教諭となっており、園務整備員1名、教育支援員3名でございす。次に、たかとり幼稚園園児数は、平成23年度が135名、平成24年度が128名ということで7名の減となっております。クラス数は各学年2クラスの合計6クラスとなっております。職員数は園

長1名、教頭が1名、一般教諭が6名で内3名が臨任教諭となっており、園務整備員1名、教育支援員4名でございます。3園の合計園児数は、平成23年度が373名、平成24年度が357名ということで16名の減になっております。クラス数は年少が6クラス、年中・年長が各5クラスの合計16クラスとなっております。職員数は園長が2名、教頭が3名、一般教諭が16名で内7名が臨任教諭となっており、園務整備員が3名、教育支援員は11名となっております。次に保育園ですが、合計で平成23年度が97名、平成24年度が98名ということで1名の増になっております。クラス数は0歳から5歳児まで各1クラスの合計6クラスとなっております。職員数は園長がたかとり幼稚園と兼務で、園長補佐2名、一般保育士が23名で内15名が臨任保育士となっており、給食調理員が4名で内2名が臨任給食調理員となっております。また園務整備員は2名となっております。幼稚園・保育園園児数及び職員数の状況につきましては、以上の内容であります。

(質疑応答)

曾根田委員) 幼稚園のところで、国府幼稚園の年少クラスで1クラス十何名になるのか。13.5人ですか。

子育て支援室長) そうです。25人が一応1クラスになっていますので、27ということで2クラスということにさせていただいております。

曾根田委員) 25人でしたか。

子育て支援室長) そうです。一応、原則25名ということですので、2名多いのですが、一応、2クラスということでの対応をしております。

曾根田委員) ほかのところと比べると、手厚い感じがするのだけど、何か理由がありますか。

子育て支援室長) 原則ですので、2名入れて1クラスでとあるのですが、できるだけ、年少というのもありますので、2クラスということでもって、3歳児ですので。教育支援員の方も、その状況を見ながらやっておりますので、今言われたように、27で1クラスいけるといえば1クラスということも場合によってはあります。ただ、原則25人ですので、その辺を加味して全体を見ていくということになります。

曾根田委員) あともう一つ、多分、5月1日現在の生徒数で、小学校、中学校はまたクラスの編成が変わるかもしれないのですが、今、特段そんな増えるというのは余りないんですか。

子ども育成課主幹) 現在のところ、聞いておりません。

委員長) 大磯中の2年が2人増えたことで、クラスが1つ増えてよかったですね。転出をしないようにしてほしいね。せつかく5クラスになったのに、また4クラスになってしまったら大変なことになる。

青山委員) 国府中学校の1年生のところですけども、3クラスずつということで、学級の人数が多いですね。2年、3年、少人数学級の研究ということで、4クラスになっているのだと思いますが、この1年生は2年に来年上がると少人数の研究の対象になってくるのですか。

子ども育成課主幹) 研究の対象になるかどうかは、学校の中で決めていただいているのですが、そういう可能性もあります。

青山委員) やはり人数が少ないほうが学習や生活の指導面でもきめ細かくいくという感じはありますので、学級を多くした方がいいのかなという気がするのですが、その辺は学校の方でいろいろ考えていただきたいと思います。

子ども育成課主幹) 学級数が増えるということで、1学級の人数が減るというメリットは確かにございますけれども、その分、学級が増えますと、教員が各教科、その学級に回らなくてはいけないという状況が生まれます。そうすると、教員が時間数よりは、例えば足りなくなったり、教科によっても時間数が違いますので、非常に多忙になる先生が増えてしまうというようなこともあります。そのあたり、学校運営上、校長先生と職員の中でいろいろと検討していただいて、みんながメリットが一番強いところということでやられているということでございます。

青山委員) 子どもたち中心でお願いしたいと思います。

委員長) 一時、「中一ギャップ」ということもあったので、いろいろご事情もあるのでしょうけれども、今、青山委員のご指摘のように、子どもたちをメインに考えてもらわないといけないのかなという感じはします。

大橋委員) やはり先生を増やせば一番いいのですが。

委員長) 町単独でというもあるけど、ちょっと財政状況が厳しいので、なかなかそうはいかないので。いろいろな手だてを講じて、教育に力を入れていってほしいなと思います。

子ども育成課主幹) すみません、先ほど、誤解があるといけないので。教員の多忙感で言っている訳ではなくて、子どもたちへの教育がきめ細かくできなくなる状況が生まれることを恐れているので。研究ということなので、小学校ですと、1学級増えても担任の先生が1人で全部のことを見ているからいいのですが、中学校の場合はいろいろな先生が入ってくるというようなこともありますので、そのあたりでの、子どもをきめ細かく見るところがどこまでできるかというあたりのところが、ちょっと出てくるかなというような気がしております。

報告事項第4号 ミニ企画展「なかにこれ? 珍資料傑作選」の開催について

郷土資料館長) 報告事項第4号、ミニ企画展「なかにこれ? 珍資料傑作選」の開催についてご報告いたします。資料をご覧下さい。平成24年度は、年間5回の企画展を予定しておりますが、今回の展示は平成24年度第1回目の企画展として位置づけております。内容は、郷土資料館の所蔵資料を使った、比較的小規模なミニ展示として、ゴールデンウィークにあわせ、気軽に楽しめる内容を目指しています。分野にこだわらずに、さまざまな資料の中から、思わず「なにこれ」とつぶやいてしまうような資料を選抜し、謎解き感覚で楽しむことのできるように、クイズ形式で展示を演出する予定しております。会期は平成24年4月28日(土)から6月17日(日)までの42日間を予定しております。休館日は毎週月曜日と毎月1日の館内整理日、祝日の振替休館日になります。ただし、ゴールデンウィーク中は若干変則的になりますので、チラシのほか、HPなどでも周知をはかってまいります。なお、刊行物としてはチラシと正解シ

ートを作成いたしますが、いずれもコピーでの対応とします。今回はミニ展示ということですので、外部への発注はいたしません。また、恒例ではありますが、企画展開催中にアンケートを実施し、企画展の感想や意見を中心に、来館者の声を集約したいと考えております。

(質疑応答)

大橋委員) 収蔵資料はどのように集めたものですか。

郷土資料館長) 基本的は町民の方からの寄贈の資料です。ただ、今回は一度も展示していない未公開の資料もあります。そのものの中には資料の履歴も分からないものもあります。逆に見ても何だか分からないものもありますので、そのようなものも併せて活用できたらなと思います。

大橋委員) それはわくわくしますね。南極の石とかすごいと思います。

郷土資料館長) いろいろな経緯で町に寄贈されたものがありまして、このようなテーマにしないと展示ができないというものも展示しています。

大橋委員) そのようなものはたくさんあると思います。

報告事項第5号 春季企画展「春を彩る雛人形展」の実施報告について

郷土資料館長) 報告事項第5号、春季企画展「春を彩る雛人形展」の実施報告について、ご報告をいたします。資料をご覧ください。同展示については、平成23年度の第5回企画展として、平成24年2月18日(土)から3月31日(土)までの36日間にわたって開催いたしました。展示内容は、郷土資料館で所蔵している江戸時代から明治、大正、昭和時代に至るまでの雛人形18組のほか、関連資料を含めて約300点ほどを企画展示室に展示をいたしました。また、回廊では「塗り絵コーナー」を設置しました。来館者が企画展の感想や、雛祭りの思い出などを自由に書いていただき、パネルに掲示するという、ささやかな参加型の展示として実施したところ、子どもを中心に多くの参加者があり、最終的にちょうど100枚の作品が掲示されました。期間中の入館者数は3,786人で、1日の平均で105人が入館したことになります。また、会期中、来館者を対象に、企画展に対する感想や意見についてのアンケートを実施しました。最終的にアンケートの回収は70枚で、今後の企画や運営の参考にさせていただきます。

(質疑応答)

曾根田委員) アンケートの中身は好評だったのですか。

郷土資料館長) 大方は好意的な感想でした。好意的な感想の内容は季節感を感じられる、懐かしい、物を大切に作る気持ちが伝わる等の感想をいただきました。一方でPRが足りないとか、もっと一般に知らせる方法を考えてほしい、英語解説がほしい、雛人形ということから段飾りで飾るものが望ましいのですが、平面的な飾りになっていたのが工夫が欲しいというのがありました。要望としては今流行の吊るし雛を展示してほしい、照明が暗いという声もありました。照明の明るさには理由があるのですが、要望の意見も多かったです。

曾根田委員) PRが足りないと思いますが、いろいろやったんですか。

郷土資料館長) 新聞社等に全部送っております。何社かの新聞には掲載していただきました。通りすがりでやってくる方もいらっしゃいますので、もう少し出し方を考えないといけないと思います。

曾根田委員) 駅とかには置けないのですか。ハイキングの方とか多いと思います。

郷土資料館長) ポスター等は駅に貼っていただいたこともありますが、最近の展示ではポスターを作る予算がありませんので、チラシを上手く置いていただけるように働きかけております。

委員長) 入館者数は3,786人ということですが、おおよそ小学生以下は何人くらいですか。

郷土資料館長) 光センサーでのカウントになりますので、職員が目で判断すると子どもは2から3割だと思います。

委員長) 子どもたちに日本の昔からの文化を見てもらいたいなという思いで質問しました。大人が昔を懐かしんでというのが多いんだなと思いました。

報告事項第6号 大磯町青少年指導員の委嘱について

生涯学習課長) 報告事項第6号、大磯町青少年指導員の委嘱につきまして、ご報告させていただきます。表紙をおめくりいただき、裏面をご覧ください。この内容につきましては、先月の定例会で12名のうちの11名をご報告させていただきましたが、1名の方につきまして報告直前に辞退がありましたので、1名分を今回ご報告させていただくものでございます。委嘱をしたい大磯町青少年指導員の追加の方の名簿、設置規則の抜粋を載せてございます。任期につきましては、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年となります。なお、今回新たにお問い合わせする方も、日頃から青少年の健全育成にご協力いただくなど青少年活動に理解がある方でございます。

その他

子ども育成課長) 次回の定例会は5月16日午前9時から横溝千鶴子記念子育て支援総合センターで行います。午後からは国府中学校への訪問があります。4月23日に臨時会も予定しております。よろしくお願いたします。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 24 年 5 月 16 日

委 員 長 _____

委員長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____